

変動金利定期預金規定（複利型）

筑邦銀行

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳または証書表面記載の満期日以後に支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書表面記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第6項、第7項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

A 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- c 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- d 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- e 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- f 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

B 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- c 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
- d 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
- e 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%
- f 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%
- g 3年以上4年未満 約定利率×70%

C 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a 6か月未満 解約日における普通預金の利率

- b 6か月以上1年未満 約定利率×10%
 - c 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
 - d 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
 - e 2年以上2年6か月未満 約定利率×20%
 - f 2年6か月以上3年未満 約定利率×20%
 - g 3年以上4年未満 約定利率×50%
 - h 4年以上5年未満 約定利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上
(2020年4月改定)